

平成24年第4回  
笠間市議会定例会会議録 第5号

平成24年12月17日 午前10時00分開議

出席議員

議長	24番	柴沼	広君
副議長	14番	海老澤	勝君
	1番	畑岡洋	二君
	2番	橋本良	一君
	3番	小磯節	子君
	4番	飯田正	憲君
	5番	石田安	夫君
	6番	鹿志村清	一君
	7番	蛭澤幸	一君
	8番	野口	圓君
	9番	藤枝	浩君
	10番	鈴木裕	士君
	11番	鈴木貞	夫君
	12番	西山	猛君
	13番	石松俊	雄君
	15番	萩原瑞	子君
	16番	中澤	猛君
	17番	上野	登君
	18番	横倉き	ん君
	19番	町田征	久君
	20番	大関久	義君
	22番	小園江	一三君
	23番	石崎勝	三君

欠席議員

21番 市村博之君

出席説明者

市長 山口伸樹君

副市長	田所和弘君
教育長	飯島勇君
市長公室長	深澤悌二君
総務部長	阿久津英治君
市民生活部長	小坂浩君
福祉部長	小松崎栄一君
保健衛生部長	菅井信君
産業経済部長	神保一徳君
都市建設部長	仲田幹雄君
上下水道部長	藤田幸孝君
教育次長	塙栄君
消防長	小森清君
会計管理者	高安行男君
笠間支所長	安見和行君
岩間支所長	海老沢耕市君

---

出席議会事務局職員

議会事務局長	伊勢山正
議会事務局次長	石上節子
次長補佐	飛田信一
係長	瀧本新一

---

議事日程第5号

平成24年12月17日(月曜日)

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前 10 時 00 分開議

#### 開議の宣告

議長（柴沼 広君） 皆さん、おはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は23名であります。本日の欠席議員は、21番市村博之君であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

---

#### 議事日程の報告

議長（柴沼 広君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

#### 会議録署名議員の指名について

議長（柴沼 広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、22番小園江一三君、23番石崎勝三君を指名いたします。

---

#### 一般質問

議長（柴沼 広君） 日程第2、一般質問を続けます。

20番大関久義君の発言を許可いたします。

20番（大関久義君） 20番大関久義です。さきに通告いたしました笠間市のし尿処理について一般質問をいたします。

現在の笠間市内におけるし尿処理は、どのような体制にて実施されているのか、その状況についてお尋ねいたしたいと思っております。

笠間市においては、合併前から公共下水道事業施設の事業が行われており、笠間・友部地区と岩間地区の二つの施設で行われて実施されてきました。

一方、し尿処理、浄化槽汚泥処理のくみ取り事業については、友部・岩間地区が茨城地方広域環境事務組合に、笠間地区が筑北環境衛生組合に、それぞれに分かれてし尿の処理

を行っているところであります。

公共下水道事業にしても、し尿処理施設事業にしても、合併前から行ってきている事業あるわけでありますので、それぞれの地域ごとに区分されて、その事業を進められているところでもあります。

また、同様に、水道事業も地域ごとの事業でありました。合併をして7年目を迎え、上水道事業では、今回、水道料金の統一化を図られたところであります。同じ笠間市内で利用されるのでありますので、当然のことであると考えております。笠間市民が同一に税金を徴収され、税金を納めておりますので、統一されるのが平等であると思うからであります。

そこで以下、何点かお伺いをいたしたいと思えます。

1番目に、笠間市のし尿処理料金、各家庭から徴収するし尿処理の料金については、どのような体制にて実施されているのか。

2番目に、し尿処理料金について、笠間地区と友部・岩間地区との違いについてお伺いいたしたいと思えます。

同じように、3番目として、浄化槽の汚泥くみ取り処理の料金、各家庭から徴収する浄化槽汚泥処理の料金についてはどのようになされているのか。

4番目に、浄化槽汚泥処理料金について、笠間地区、友部・岩間地区との違いについてお伺いいたします。

また、それらの処理については、笠間地区は、筑北環境衛生組合に、友部・岩間地区は茨城地方広域環境事務組合に、し尿及び浄化槽汚泥を搬入されており、それぞれの地域の家庭から処理の料金としてくみ取り料金を徴収されておりますので、その料金について、5番目として、し尿くみ取り単価、浄化槽汚泥くみ取り単価の料金設定の根拠についてお伺いいたします。

また、6番目として、し尿及び浄化槽汚泥、くみ取りの許可業者について、地区ごとに許可業者の数をお伺いいたします。

次に、公共下水道事業や農業集落排水事業関連についてお伺いいたします。

7番目になりますが、笠間市内における公共下水道の普及率は、現在どの程度になっているのか、農業集落排水事業の普及率を含めた場合の笠間市内における水洗化率はどの程度になっているのか、お伺いをいたしたいと思えます。

さらに、8番目として、し尿処理及び浄化槽の汚泥処理の施設について、その状況等をお伺いいたします。

以上、8項目について、まず最初に質問をいたしますので、ご答弁の方をよろしくお伺いいたします。

議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

市民生活部長（小坂 浩君） 20番大関議員の質問にお答えいたします。

最初に、各家庭から徴収するし尿処理の料金についてのご質問ですが、料金は、地区によって異なっております。基本料金として、1リットル当たり、笠間地区が10円、友部・岩間地区が15円となっておりますが、浄化槽内の汚泥の凝縮ぐあいや汚れぐあいにより、追加料金が請求される場合がございます。

なお、笠間地区については平成6年から、友部・岩間地区については平成9年から、料金については変わってございません。

2番目としまして、し尿処理について、笠間市区と友部地区、岩間地区との違いがあるのかというご質問ですが、1点目としましては、先ほどお答えしましたように、料金の違いがございます。2点目としましては、地区ごとに許可を受けている業者に違いがございます。3点目として、各家庭から収集したし尿、汚泥の搬入先にも違いがございます。

3番目に、浄化槽汚泥の処理料金について、また、4番目に、浄化槽汚泥処理料金の地区ごとの違いについてのご質問ですが、関連がございますので、一括して回答させていただきます。

各事業者が処理施設に支払う処理料金は、各組合の条例により定められており、笠間地区が搬入する筑北環境衛生組合は、10キログラム当たり3円60銭、友部・岩間地区が搬入する茨城地方広域環境事務組合につきましては、2,000リットル未満の小型車1台当たり315円、2,000リットル以上4,000リットル未満の普通車1台当たり525円、さらに、4,000リットル以上の大型車1台当たりは1,050円という料金の設定があり、違いがございます。

次に、5番目に、し尿くみ取り単価、浄化槽汚泥くみ取り単価の料金設定の根拠についてのご質問ですが、各家庭から徴収される料金は、本業務が市の委託業務ではなく、許可を受けた事業者の事業活動であることから、事業者が地域のバランスを勘案し、事業者みずから料金設定を行っております。

6番目に、し尿及び浄化槽汚泥くみ取りの許可業者の数についてですが、現在、市では、笠間地区1社、友部地区2社、岩間地区1社の合計4社に許可をしております。

次に7番、市内における公共下水道及び農業集落排水事業の普及率と水洗化率についての質問ですが、平成23年度末のデータになりますが、公共下水道に接続している人数は2万6,333人、農業集落排水に接続している人数は5,582人でございまして、合わせて3万1,915人となり、水洗化率は40.3%となっております。

最後に、8番目としまして、し尿、汚泥の処理施設についてのご質問ですが、笠間地区が搬入する筑北環境衛生組合の処理施設は、昭和61年から稼働し始め、現在、笠間市、桜川市から1日平均79キロリットルのし尿、汚泥の搬入がされており、1日の最大処理能力は約100キロリットルとなっております。

また、友部・岩間地区が搬入する茨城地方環境事務組合については、昭和56年から稼働し始め、現在、笠間市、水戸市、茨城町、小美玉市から、1日平均約97キロリットルのし

尿、汚泥が搬入されており、1日の最大処理能力は約100キロリットルとなっております。  
以上でございます。

議長（柴沼 広君） 大関久義君。

20番（大関久義君） 再質問をいたします。

し尿処理、浄化槽汚泥のくみ取り料金についてであります。各家庭から徴収する料金は、その料金が、笠間市の場合は、委託業務ではなく、許可を受けた業者の営利活動であり、その事業者みずからが料金設定を行っている、事業者が地域間のバランスを勘案しているのご答弁でありました。これはいかがかと思えますよ。

許可をしているのは笠間市であります。事業者が料金を設定するのであれば、行政が許可を与えているのでありますので、笠間市がきちんと指導をすべきであると考えますが、その件もう一度お聞きしたいと思います。

また、処理料金、いわゆる家庭から徴収する基本料金のご答弁がございました。今、部長は、茨城地方広域事務組合では15円、筑北環境衛生組合では10円というご答弁をなさいました。

調べた資料によりますと、し尿と浄化槽汚泥の料金が違っております。基本料金として各家庭から徴収する処理料金は1リットル当たり、茨城地方広域環境組合では、し尿が8.5円であります。そして、浄化槽の汚泥の処理が13円から15円ということであります。15円は高い方、いわゆる浄化槽の維持管理の契約をしていない家庭の場合は15円いただいている、維持管理を協定しているところは13円で処理を行っている、そういうことあります。筑北環境衛生組合では、し尿が7円、浄化槽汚泥は、さっき言った10円となっております。し尿及び浄化槽の汚泥、いずれも笠間地区の料金は、岩間地区より安くなっているのであります。

し尿では、今言ったように、8.5円と7円でありますので1.5円、笠間地区、いわゆる筑北衛生組合の方が安く、家庭の基本料金、処理する、家庭からいただいている料金は1.5円、し尿料金は安いのであります。浄化槽汚泥では、3円から5円、維持契約をしているところは13円、維持契約をしていないところが15円ということありますので、3円から5円安く設定されているのであります。

浄化槽の汚泥の凝縮ぐあいや汚れぐあい、それらにより追加料金がプラスされることとありますが、この料金からすれば、筑北環境衛生組合に持ち込んでいる笠間地区の方が各家庭から徴収される料金は安いはずであります。浄化槽内の汚れぐあいなどは、地域に関係などないわけであります。笠間も友部も岩間も同じであると思えます。各家庭からいただくくみ取り料金の基本料金は、し尿、浄化槽汚泥の両方とも、ただいま申し上げたとおり、笠間地区の方が低い設定になっておりますので、笠間地区の方が安くなって当然のはずであります。しかし、実際のくみ取り料金は、そうでないと聞いているのであります。各家庭から徴収する基本料金が定められているのでありますから、その料金に応じて

徴収をすればいいわけでありませう。

現在、笠間市で行われている料金の徴収は、複写式になっている切符、ここにありますが、けれども、このような切符が各くみ取りを許可されている業者が、これを家庭の方に、複写式になっているのを置いていくわけでありませう。この切符、領収書に、くみ取り量と料金を書いて各家庭に渡しており、その場での支払い方式となっております。水戸市では、し尿処理に関しては、市役所に支払いをした後にくみ取りを行っているようでありませう。方式の違いはありますが、明確であり、市民から信頼されると思っております。

くみ取り料金、各家庭から徴収する単価の統一をすべきであると思っておりますが、料金の統一ができないのか、お考えをお伺いいたします。

続いて、し尿処理許可業者の数についてであります。笠間地区が1社、友部地区が2社、岩間地区が1社とご答弁がありました。私が調べたところによりますと、笠間地区は、以前2社許可になっております。現在は1社ということでありませう。

平成23年度のし尿及び浄化槽汚泥の搬入量を調べてみました。笠間地区の搬入量、1年間で1万1,350キロリットル、友部・岩間地区の搬入量1万4,053キロリットルであり、友部・岩間地区の方が2,703キロリットル多いのでありますが、友部・岩間地区は、ただいま部長の答弁がございましたように、許可業者は3社でありますの、1社の平均では、年間4,684キロリットルであり、笠間地区は1社だけありますので、そのままの数字、年間1社で1万1,350キロリットルとなっており、岩間・友部地区の業者の、実に2.42倍となっているのであります。これだけの量があるのに、なぜ笠間地区だけは、許可業者が1社だけに限定をされているのでありますか。以前は、先ほど申し上げましたように、許可業者が2社ございました。新たな申請がなされれば許可をすべきであると思っておりますが、いかがか、あわせてお伺いをいたします。

また、笠間地区の業者は、ストックヤードを持っておられるとのことでありませう、それを設置する目的と設置が法的に認められているのか、お伺いいたします。

次に、今度は、各家庭から徴収する料金ではなく、業者が処理施設に搬入する料金についてお伺いしたいと思います。

答弁がございました許可業者が搬入時に支払う処理場への搬入料金については、ご答弁ですと、搬入料金の比較がわかりにくい、10キロリットル幾らとか、茨城地方環境組合では車ごとで計算している、2トン車とか、4トン車と大型車というようなことありますので、比較がちょっとできない。私が調べてきたもので比較してみませう。1キロリットル当たり、1トンですね、1キロ当たりの料金で比べてみたいと思っております。

茨城地方広域事務組合では、1キロリットル当たり150円、業者が支払う料金ですよ、筑北衛生組合では1キロリットル360円でありませう。笠間地区の筑北環境衛生組合の方が360円ありますので、2倍以上高く設定されて処理場への搬入料金が決められております。その搬入料金の根拠も教えていただきたいと思っております。

笠間市では、平成24年度に、それぞれの環境組合に負担金を支払っております。茨城地方広域環境組合に7,360万円、筑北環境衛生組合に8,073万円の負担金を支払っております。これは24年度当初予算の比較であります。

年間の処理量は、先ほど申し上げましたように、茨城地方広域事務組合の方が多いのであります。負担金は逆に713万円も安いのであります。筑北環境衛生組合の設立は昭和57年であり、旧笠間市では途中からの、昭和61年からの加盟であり、その経緯はよくわかりませんので、失礼の段はお許しいただきたいと思いますが、合併をしているのに、同じ環境組合に、この笠間市が、負担金の割合に違いがある支払いをしているのは、笠間市民としては合点がいかないのではと思うのであります。処理場への搬入料金を、筑北環境衛生組合の方が高く設定をしており、負担金においても多く支払われているのは、どのようなことなのでしょう、お伺いをいたします。

それから、環境組合の構成自治体、それらも見直しをなさってはと思いますが、いずれか一方にすれば、この負担金も少なくなるのではないのでしょうか、いかがか、お考えをお伺いしたいと思います。

また、筑北衛生組合の施設は昭和57年から、茨城地方環境事務組合の施設は昭和56年から、現在の施設の規模で操業をしており、その処理施設は、いずれも30年を経過しております。双方とも既に償還は済んでいるものと思います。この施設の耐用年数は30年から40年程度であるとの話も伺っております。双方の施設の今後について、再度考え方を伺いたいと思います。

それから、笠間市では、今回、市の下水道処理施設の能力アップのための改修工事が行われました。これらに筑北環境衛生組合と茨城地方環境事務組合で所有する処理施設の老朽化等により搬入ができなくなった場合に、市のこれらの下水道施設において、公共下水とし尿のミックス処理は考えておられますか、お伺いします。また、可能なかどうか、含めてお伺いしたいと思います。

最後に、市の下水道の施設二つあります。浄化センターともべ、それと浄化センターいわま、それぞれの処理能力と現在の流入量についてお伺いをいたし、再度質問をいたしたいと思います。

ご答弁をお願いします。

議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

市民生活部長（小坂 浩君） 大関議員の再度のご質問にお答えいたします。

たくさん項目あったんですが、私の理解では10項目と把握しましたので、そのうち後半の二つについては上下水道部長の方で答弁することとします。

それでは、最初に、事業者が料金設定をするのなら、許可をしている笠間市が指導すべきではないかとのご質問ですが、市は、本業務に対して、現在、業を行う許可に係る権限しかないため、市から指導を行うことはしていませんし、考えておりません。しかし、地

域の状況や事業者間のバランスを見て著しく差異が生じると判断される場合には、許可業者と協議し、料金の見直しを提案することも必要ではないかと考えております。

2番目に、各家庭から徴収するくみ取り料金の単価統一ができないかのご質問ですが、現段階において、市としては料金の統一を図ることは考えておりません。しかし、料金設定については、事業者みずからが行っているため市は介入しないということではなく、各家庭から徴収する料金は、住民の生活に非常に密着した問題でございますので、今後とも注視していきたいと考えております。

3つ目に、笠間地区の許可業者がなぜ1社に限定されているのか、また、許可申請がなされれば許可すべきではないかのご質問ですが、市における本業務の許可業者については、合併前より笠間・友部・岩間地区でそれぞれ許可を受けていた事業者が合併後も許可を取得し、営業を行っておるところでございます。その後、平成22年4月、先ほど議員からもご指摘あったんですが、笠間地区の1業者から廃止届が出されておりますが、これに伴い、市において、今後の笠間地区の業務について検討を行ったところ、笠間地区の人口減少や下水道の普及などを考慮し、笠間地区は、今後とも1業者で対応することが可能であると判断し、現在に至っております。

また、新規参入につきましては、市において人口の減少や下水道の普及がさらに進み、今後、し尿などの収集運搬業務の需要減少が明らかであり、現許可業者において地区ごとの対応が可能であること、需要減少による許可業者への影響などを考慮し、現段階において新規参入は認めないと考えております。

四つ目に、ストックヤードを設置する目的と、設置が法的に認められているかのご質問ですが、ストックヤードの設置目的につきましては、小回りのきく小型車で各家庭を回り、ストックヤードで集約を行い、ストックヤードから大型車両で処理施設に搬入することによる分業による効率化を図っていると判断しております。また、ストックヤードの設置は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、積みかえに伴う保管は認められており、法令上、問題はございません。

5番目に、処理場への搬入料金設定の根拠についてのご質問ですが、筑北環境衛生組合では、昭和57年に、当時組合に加入していた業者及び構成自治体が協議し、料金設定を行っております。一方、茨城地方広域環境事務組合におきましては、組合議会で協議後、構成自治体の各議会で議決し、料金設定を行ったとしております。その際、両組合とも料金設定については、県内で設定している処理料金と地域性などを勘案した上で決定した後、それぞれの組合に確認しております。

続いて、六つ目に、組合の搬入料金を、筑北衛生環境組合の方が高く設定していて、負担金も多いのではないかと、これはなぜかのご質問ですが、搬入料金の設定につきましては、さきにお答えしました経緯により、筑北環境衛生組合の方がもともと高く設定されております。また、負担金についてですが、負担金を搬入量で割り、1キロリットル当た

りの処理単価を算出しますと、筑北環境衛生組合、茨城地方衛生環境事務組合ともに、合併時の18年度から23年度までのデータでは、23年度を除き、1キロリットル当たり7,000円前後で推移しており、処理単価から見ますと大きな開きはないと言えます。

しかし、23年度につきましては、筑北環境衛生組合で1キロ当たり7,000円、茨城地方広域環境事務組合で1キロリットル当たり5,400円と、処理単価に1,600円の開きが出ておりますので、今後の動向を見ていきたいと思えます。

七つ目としまして、組合の構成自治体の見直しについてでございますが、いずれか一方にすれば負担金が少なくなるのではないかとのご質問ですが、先ほどお答えしましたように、負担金から見た処理単価を比べますと、平成23年度を除き、同程度の額で推移しているため、現在、構成自治体の見直しに関する検討はしておりませんが、負担金額の動向と合わせ、両組合を構成する自治体の加入や脱退に関する情報などにも注視していきたいと考えております。

最後、8番目ですが、筑北環境衛生組合及び茨城地方広域環境事務組合の施設の今後の考え方とのご質問ですが、各処理施設の老朽化に伴う修繕や、新たな処理施設の建設等は、それぞれの組合の議会で議論することはもちろんですが、あわせて構成自治体でも議論し、その意見を反映されていくものと考えております。

現在、市では、老朽化等により、組合の処理施設が廃止され、し尿等が搬入できなくなった場合、どのような対応をするかについては、具体的な検討はしておりませんが、各組合の稼働年数を勘案しますと、今後、検討の必要があるとは考えております。

以上でございます。

議長（柴沼 広君） 上下水道部長藤田幸孝君。

〔上下水道部長 藤田幸孝君登壇〕

上下水道部長（藤田幸孝君） 20番大関議員の再度の質問にお答えをいたします。

議員さんがおっしゃるように、浄化センターともべ内において、汚泥棟と遠心式脱水機1機を増設しまして、本年度中に稼働する予定で、現在、試運転をしているところでございます。お聞きの、公共下水道の下水と、し尿のミックス処理は考えられるのかというご質問でございますが、この処理場においては、家庭から排出される雑排水を処理するための施設として設計されており、し尿を処理する能力を備えておりませんので、下水と、し尿のミックス処理は考えておりません。

次に、下水道の施設の浄化センターともべと浄化センターいわまの処理能力と現在の流入量のご質問でございますが、現在の処理能力につきましては、オキシデーションによる微生物処理方式により、浄化センターともべについては、1日当たり1万5,100立方メートルで、浄化センターいわまでは、1日当たり2,640立方メートルの処理能力がございます。

現在の流入につきましては、平成24年度、今年度でございますけれども、平均で見ます

と浄化センターともべでは1日当たり1万2,450立方メートルで、浄化センターいわまで1日当たり1,336立方メートルでございます。

以上でございます。

議長（柴沼 広君） 大関久義君。

20番（大関久義君） 再々質問をいたします。

し尿のくみ取り料金については、業務が委託でなく許可であるため、料金の統一はできない、また、考えていないというご答弁であります。

同じ笠間市内で行っている事業であります。先ほど、当初申し上げたように、水道料金は統一されました。3年を目途に低い所は若干高くなり、高い所は若干低くなる。中間をとって料金の統一化を図っていくというようなことで議決されているわけであります。同じ笠間市内において、処理料金の、家庭から徴収するし尿処理料金に差異があるのはいかがかといっているんですから、その辺のところは、もう少しきちっとした指導をしていただきたいと思うのであります。できないということではなく、していくというような答弁をしてもらいたいと思います。

この市の料金は、し尿料金については、水戸市、牛久市、取手市などは委託をしております。し尿処理については委託をしておりますので、料金の支払いをした後にくみ取りに行くというので料金の問題は発生していないのであります。制度の違いはありますが、市が許可を与えて、先ほども申し上げましたが、市が許可を与えているのでございますので、地域住民の声をよく聞いて、ふぐあいがあれば改善をお願いしたいのであります。

次に、浄化槽の汚泥のくみ取りであります。先ほど言いましたように、片方が10円、片方が13円から15円ということであります。また、浄化槽の汚泥のくみ取りについては、県内すべてのところが許可の形をとっております。笠間市も同様であります。浄化槽の汚泥のくみ取り料金についても、し尿料金と同じように、市民から苦情がないように、差異が生じないようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、先ほど申しましたが、これも業者が、各処理施設、筑北と茨城環境に持ち込む料金の設定であります。友部・岩間地区は、茨城地方環境組合で協議をして、構成する自治体で統一を図り、いわゆる旧友部とか岩間とか、そういうところで統一を図り、各議会で議決した後に料金設定を行ってございました。笠間地区の筑北環境衛生組合では、組合に加入していた業者、組合及び構成する自治体の協議を行い、料金設定を行っている、そういう答弁がありました。

友部と岩間は、ともに廃棄物の減量及び処理に関する条例にて運用されておりました。平成11年に、友部も岩間も条例化されております。笠間も同様になっていたのか、また、合併後の条例ではどのように運用されているのか、その設定の仕方に違いがあるようにも思えるのであります。支障はないのか、再度お尋ねいたします。

許可を受けた業者が処理場へ搬入する搬入料金について、料金の設定の根拠について、

もう一度質問をいたしますので、ご答弁をお願いいたします。

笠間市が加入している処理施設、筑北環境衛生組合及び茨城地方環境事務組合の双方とも30年を経過している処理施設であります。組合の脱退についてとか、今後の処理施設のあり方についても検討をする時期に来ている、そう思います。それらについて、考えはないのか、現在、下水道に接続されているのが農業集落排水を含めて、先ほど下水道部長が答弁がありました、全体で40.3%とのことであります。まだまだ、し尿処理、浄化槽の汚泥の処理施設は維持していかなければならない状況下にあると思われま。今後も、続けて2カ所の処理施設に対し、負担金を払って加盟していくのか、どちらか一方に絞っていくのか、または、下水道の処理施設に新たにミックス方式を検討していくのか、検討すべきだと思いますので、もう一度お考えをお伺いいたします。

最後に、合併した笠間市の中で、料金の差やサービスの差等がないように、笠間市住民から不平不満が出てこないように、今後とも、ご指導をいただくことをお願いをいたしまして、最後の質問といたします。

答弁、お願いします。

議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

市民生活部長（小坂 浩君） 大関議員の再々度の質問にお答えいたします。

まず、旧友部町・岩間町には、それぞれ廃棄物の減量及び処理に関する条例が定められていたが、旧笠間市ではどうだったのか、また、合併後はどのように運用されているのか、設定方法の違いにより支障がないかとのご質問でございますが、議員ご指摘のように、旧友部町・岩間町では、条例により家庭から業者に支払うし尿のくみ取り料金のみ18リットル当たり153円と定めておりましたが、旧笠間市では、し尿及び浄化槽の汚泥くみ取りについての条例の制定は、料金設定もございませんでした。

また、合併後につきましては、し尿及び汚泥ともに条例による料金設定は行っていないため、事業者がみずから料金を定めておりますが、事業者が定める料金については、地域の状況や事業者間のバランスを見て料金設定を行っておりますので、現在は、特に支障はないと認識いたしております。

それと、議員、再三料金の統一ということ出ているんですが、水道料とか下水道料はもちろん公共料金でございますので、し尿、浄化槽汚泥のくみ取りについては、若干違った扱いが必要かと思えますし、これ例えばの例なんですが、小美玉市の合併の際には、それぞれの地区での料金統一見直しは行ってございません、参考までに申させていただきます。

それから、処理施設に持ち込む搬入料金の設定根拠について、もう少し詳しい説明とのことですが、先ほど処理料金については、各組合において、県内の処理料金や地域性などを勘案した上で決定したと回答させていただきましたが、それ以上詳しい情報も記録も得られておりません。それぞれの料金設定の過程を現段階では尊重しているわけでございます。

次に、今後のし尿や浄化槽汚泥の処理をどのように行っていくかとのご質問ですが、現段階では、現行どおりの対応としているため、それ以外の方法は検討しておりませんが、今後は、各組合や構成自治体の動向を見ながら考えていきたいと思えます。

また、議員、最後に要望がありまして、市民の不満をなくせということですが、これは私たちの業務を遂行していく上で、まさに第一にせねばならないことなんですが、どちらかという、市民の方は、不安、問い合わせが多いので、おくれさせながら、12月6日の、これは笠間地区に限るんですが、12月6日の回覧にて、し尿くみ取りと清掃についての広報を流しております。それによって不安を解消していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（柴沼 広君） 上下水道部長藤田幸孝君。

20番（大関久義君） 今の施設では、ミックスにならないというのだから、何答弁するの。

議長（柴沼 広君） あと、古いからどうするんだ、施設のあり方。いいの、質問者がいいというならいいんですよ。

20番（大関久義君） いいですよ、答弁してください。聞きます。

議長（柴沼 広君） 今後の施設のあり方。

○上下水道部長（藤田幸孝君） 20番大関議員の再度のご質問にお答えをいたします。

浄化センターにおいて、し尿の処理を、機械等の改修を行って入れることはできないのかということですが、先ほどもお話したように、下水道の処理場においては、同じ答えになりますけれども、設計が雑排水の処理という形で行っておりますので入れることはできません。それで、今、事業認可をとっている面積、施設の面積、機械等においても、し尿を入れるとなると面積等も足りないという部分が出てきますので、これは今のところ考えていないところでございます。

以上でございます。

議長（柴沼 広君） 大関久義君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。なお、11時より再開いたします。

午前10時49分休憩

---

午前11時01分再開

議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番飯田正憲君の発言を許可いたします。

4番（飯田正憲君） 4番市政会の飯田正憲でございます。議長の許可が出ましたので、通告に対しまして質問させていただきます。

笠間市議会の中で私1人が猟友会員であるために、猟友会に対しての質問をさせていただきます。

鳥獣被害防止特措法一部改正について。平成24年3月に、鳥獣被害防止特措法が一部改正され、市町村が鳥獣被害対策実施隊を設置すれば、その隊員にさまざまなメリットがあると聞いております。そこで、鳥獣被害対策実施隊のメリットとデメリットは何か、特に隊員の身分取り扱いについて具体的にお聞きしたいと思います。笠間市として、鳥獣被害対策実施隊を設置する意向はあるのでしょうか。

続いて、実施隊以外の会員についてです。鳥獣被害対策実施隊以外の猟友会員の減少が危惧をされております。今後の会員の継続、育成の対策についてお伺いします。鳥獣被害防止特措法の改正法案が衆議院に緊急上程され、可決され、法案が成立しました。これが3月27日で、各都道府県の各支部に届いて、それからもいろいろ参議院に詮議されたということで質問させていただきます。

有害鳥獣対策について、お伺いいたします。野生の鳥獣による農作物の被害は年々増加しており、全国で見ればその被害の7割が、シカ、イノシシ、サルによるものであり、特にイノシシによる被害の増加が目立っていると聞いております。ただでさえ、被害がふえているのに、福島原子力発電所の事故の影響で、東北地方の野生鳥獣の捕獲頭数が激減しております。ふえ過ぎたイノシシが山を越え、いずれ茨城県に侵入して大きな被害を出すのではないかとというわさが流布されております。

野生の鳥獣による農作物の被害は、笠間市においても例外ではなく、農家の皆さんは、イノシシやハクビシンによる被害に悩まされております。鳥獣被害は、営農意欲の減退、耕作放棄地の増加をもたらし、増加した耕作放棄地が野生鳥獣のすみかとなり、さらに被害を増加させる負のスパイラルを引き起こしております。このことから鳥獣被害は、数字にあらわれる以上に、地域経済に深刻な影響を与えているといっても過言ではありません。

これらの被害に対し、笠間市では、合併以前から各市町に、猟友会が中心となって有害鳥獣捕獲隊が結成され、銃やわなによる有害鳥獣の捕獲が行われてきました。合併後は、それらの捕獲隊を統合して笠間市有害鳥獣捕獲隊を結成し、有害鳥獣の保護はもとより、行方不明者の捜査など、市民の安全を守る活動を行ってきたところです。私もその一員として活動してまいりました。

さて、昨今の鳥獣による被害の深刻化や駆除の担い手である狩猟者の減少、高齢化を受け、平成24年に、先ほども申したように、鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のために特別措置に関する法律、いわゆる鳥獣被害防止特措法が一部改正されました。

この改正で、市町村長による都道府県知事への要請が新設されたり、財政上の措置が明記されるなど、これまでの対策が評価されておりますが、私がより注目するのは、捕獲等にかかわる人材の確保に資するための措置と技能講習にかかわる適用除外です。

具体的には、市町村が定める被害防止計画に基づく鳥獣の保護、防護さくなどの設置を行う鳥獣被害対策実施隊を設置すれば、その隊員は、狩猟税の軽減、公務災害の適用、猟

銃所持許可の更新するときの技能講習の免除などの優遇措置を受けることができると聞き及んでおります。これらの優遇措置が適用されれば、隊員のやる気を向上させ、新たな隊員の確保にもつながるものと大いに期待しているところでございます。

そこで、産業経済部長にお聞きします。鳥獣被害対策実施隊のメリットとデメリットについてお聞きします。特に、実施隊の身分は、消防団のような身分取り扱いになると聞いておりますが、具体的にどのようなものかをお聞きします。また、笠間市として、鳥獣被害対策実施隊を設置する意向があるのかをお聞きいたします。

続いて、実施隊以外の会員について。平成23年度の第3回定例会においても、猟友会の減少について少し質問させていただきました。実施隊以外の会員について、狩猟者の減少、高齢化を受けて、特別措置法の改正が可決され、法案が成立されたことになりましたが、この実施隊以外の会員については、許可の取得や更新がより厳しくなりました。

現在の更新は、1丁につき、3年に1度行われます。散弾銃を所持して10年以上の実績がないとライフル銃が所持できないため、ライフル銃所持者は2丁以上所持しております。以前は、銃の更新をするためには、銃の所持許可が初めておりたときに、実射技能を受けるだけで済みました、6年に1度の講習を受けるだけで済みました。年に数回の標的射撃の実技をするだけで済みました。更新申請するときは6年に1度、講習した講習修了書と医師の診断書、家族構成、その他の書類を添付して許可の更新ができました。

上記に加え、新法律ができたことにより、更新のたびに講習を受けることになりました。更新のときに技能実射訓練を追加されました。その技能実射訓練更新において、散弾銃の場合は、25個中2発以上の命中率で合格です。ライフル銃の場合は、41%以上の命中率で合格、それ以下は失格となり、銃の返納となります。

また、更新の費用に関しましてですが、新法律ができる前の更新申請するためには、医者診断書5,000円から1万円、これ各病院によって診断料が違います、それと、申請印紙税7,200円、合計すると1万2,200円から1万7,200円で、その金額で申請ができました。

新法律ができた後は、上記の1万2,200円から1万7,200円に加えて、技能講習負担金、散弾銃の場合には1万2,300円、技能講習負担金、ライフル銃も同じく1万2,300円、技能講習、ライフル銃弾代として7,000円が追加必要となりました。今まで1万2,200円から1万7,200円で済みましたが、そのほかプラスして1万2,300円の追加が経費に含まれております。散弾銃所持者は2万4,500円から2万9,500円の費用がかかります。ライフル銃所持者においては、散弾銃とライフル銃の技能講習を受けなければならないので、4万3,800円から4万8,800円の費用が1回の更新に必要となります。

既に、技能の面から41%の命中ができず、失格してしまい、銃を返納した会員が何名かいると聞いております。また、会員の中には、費用の面からも更新を迷っている声が多く聞こえてきます。それだけでなくとも会員が減っています。

会員が多いときと現在の会員数を、茨城県と笠間市の調べてみました。県内の猟友会会

員は、多いときには1万8,000名以上でしたが、現在では2,900名と激減しております。笠間市部においても700名以上いたのが……。

議長（柴沼 広君） 飯田議員、一般質問でありますので、討論ではありませんので、質問の趣旨を明確にしてください。

4番（飯田正憲君） これ、金額と会員が減るということで。

議長（柴沼 広君） やってください。

4番（飯田正憲君） だから、その数字を言って、会員が減るということだから。

〔発言する者あり〕

4番（飯田正憲君） いや、わかんないけれども、いつもいつも、趣旨ってというのは……進めていいですか。

議長（柴沼 広君） はい。

4番（飯田正憲君） じゃあ、進めます。

笠間市部においても、700名以上いた会員が、現在では101名と7分の1に減りました。また、その会員も高齢化が進んでおり、年々増加している有害鳥獣による被害の数に対して、会員の減少により、捕獲隊員の構成ができなくなり、農家に多大な被害をもたらすことが心配でなりません。このようにならないように、猟友会の継続、育成についてよい対策がないでしょうか。

また、会員がふえない理由はいろいろあると思います。銃の所持の許可を受けるときの試験があります。私のころは約80%以上試験が合格したんですが、現在の合格率は40%以下で試験が難しく厳しくなったそうです。そういうところにもふえない原因があるのかもしれない。しかし、会員をふやすのに、ふやす努力はしなければなりません。捕獲隊の構成ができなくなったり、有害鳥獣がふえ過ぎ、農家の経営が成り立たなくなってしまうたら大変な大きな問題でございます。特に、特措法一部改正と実施隊以外の会員の減少について質問させていただきます、ということでございます。

議長（柴沼 広君） 産業経済部長神保一徳君。

〔産業経済部長 神保一徳君登壇〕

産業経済部長（神保一徳君） 4番飯田議員のご質問にお答えいたします。

野生鳥獣による農作物の被害は年々増加をしております、平成22年度の全国の被害額は239億円で、前年度に比べ26億円、10%以上増加をしております。県内においても同様でございます、平成22年度の被害額は7,951万円にも上り、前年度に比べ17.9%の増加となっております。

しかしながら、笠間市におきましては、これは家庭菜園等は除く数値でございますが、農作物の被害につきましては、平成21年度の1,760万円をピークに、平成22年度は1,608万円、23年度は1,303万円と減少をしております。これは広域的な電気さくを設置や、有害鳥獣捕獲隊による個体数調整がうまく働いているためと考えられます。改めて隊員の皆様

のご尽力に敬意を表したいと思います。

さて、本年3月の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、いわゆる鳥獣被害防止特措法の一部改正により位置づけられました鳥獣被害対策実施隊を設置した場合のメリットとデメリットでございますけれども。まず、メリットといたしましては、議員のご指摘のとおり、実施隊員には、狩猟税の2分の1免除、あと、非常勤公務員となることによる公務災害の適用、ライフル銃の所持許可の特例、猟銃所持許可更新時の技能講習免除などの優遇措置がございます。また、活動経費につきましては、8割が特別交付税で措置がされるということもでございます。

デメリットにつきましては、民間の実施隊員には、非常勤公務員となることの表裏ではございますけれども、捕獲期間の6割以上は出席しなければならない、市の特別招集に応じなければならないなど、隊員の活動が制限されることがございます。

隊員の扱いにつきましては、非常勤公務員でございますので、条例で隊員の職務や報酬、公務災害補償措置などが位置づけられ、市長から任命または指名されることとなります。

続きまして、笠間市として、鳥獣被害対策実施隊を設置する意向があるかのご質問でございますが、これまでお話ししたとおり、実施隊員には、さまざまな優遇措置がございますし、財政的にも優遇されることがございますので進めていきたいと思っております。

しかしながら、隊員に対するデメリットや条例改正等の手続もございますので、猟友会の皆さんと十分にお話をしながら、実施隊の設置に向けて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

市民生活部長（小坂 浩君） 4番飯田議員の質問にお答えします。

先ほど申し上げました今後の鳥獣被害対策実施隊以外の猟友会の会員の減少が危惧されており、今後の会員の継続、育成等の対策についてでございますが、飯田議員の方から一部数値の紹介等がありまして、重複する部分もあるかもしれませんが、私の方から答弁させていただきます。

猟友会の減少についてですが、茨城県猟友会の会員数は、平成20年度に3,818名だったものが、現在2,935名と減少しております。また、茨城県猟友会笠間支部についても、平成20年度には123名おりましたが、現在は106名と、こちらも同様に減少しております。これは狩猟者の高齢化や法改正による規制強化が主な要因と考えられております。

狩猟者減少の対策ですが、茨城県では、猟銃免許試験の受験者をふやそうと、平日に実施していた年3回の試験のうち、2回を日曜日に実施したり、県猟友会では、合格率を高めるため、試験前の予備講習会の開催や、狩猟に関し理解を深めてもらうようPR活動を進めております。その他、各支部において会員による勧誘活動も実施しておりますが、減少傾向はとまらない状況でございます。

議員お尋ねの、今後の会員の継続、育成等の対策についてですが、市としましては、有害鳥獣捕獲が農業被害の削減や生活環境の保全に重要であるとの認識から、その役割を担っていただく有害鳥獣捕獲隊に対しましての支援を充実させることにより、継続、育成の一助に努めてまいりたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（柴沼 広君） 飯田正憲君。

4番（飯田正憲君） 鳥獣被害防止対策の特措法に関しまして、今、部長からのいろいろな説明がありましたが、確かに、捕獲隊の、6割以上出席しなければならないとか、市の特別招集に応じなければならないとか、隊員の活動の制限されるとか、また、非常勤公務員などの答弁がありましたが、これは部長の言うとおりだと思います。

デメリットを言うより、捕獲隊員として基本的な姿勢を、これは基本的な姿勢だと思います。捕獲隊じゃなくて、先般、消防団員の対応などを見て、礼儀正しくよく訓練されているな、思いました。先日、各地区の消防団員の操法競技大会を県の消防学校で見学させていただきましたが、きびきびした動きや真剣な行動に感動されました。

捕獲隊員の身分が、消防団の隊員のような取り扱いになったとした場合には、市民に感謝され、尊敬されるような努力をしなければならないと思っております。実施隊の身分が非常勤公務員のような身分の取り扱いができるとすれば、隊員の皆さんは、県内で一番先につくってほしいと言っております。私も同じ猟友会員として、設置するならば、笠間市が一番先にやってもらいたいと思いますが、部長、いかがでしょうか。

また、減少につきましてですが、新しい法律ができたことは、昨年あたりまでは、はっきり猟友会員の方々はよく知らなかったと思います。私も、ことしの7月の銃の更新をいたしました。そのときに初めて、生活安全課の担当に、次回の更新からは、今までの講習修了書は使えないから、新たに講習を受けなければならない。それから、技能教習を受けなければならないので、銃の更新日には注意して見ておいてくださいと言われて、そして、そこで初めて内容を知ったような状態でございます。多分、会員の皆さんも、新法について詳細には知らない状況ではないかと思っております。

新法ができたのは、平成21年の12月末だそうです。だんだん手続きが難しくなり、会員がふえなくなったら、5年先、10年先にはどうなるのでしょうか。これは市長さんに聞いても、よい対策と会員をふやす方法をお願いしても、なかなか難しいのであると思うんですが、これは笠間市だけじゃなくて全国的な大きな課題だと思っておりますので、市長さんの方から何か答弁があれば、いい方法があればお願いしたいんですが。

2回目の質問はそれで終わります。

議長（柴沼 広君） 産業経済部長神保一徳君。

産業経済部長（神保一徳君） 飯田議員の再度のご質問にお答えします。

先ほど申し上げましたように、隊員に対してはかなりメリットもございますので、一番

はともかくとして、25年度中に設置できればいいかなと思っております、できれば一番でやればいいのかと思います、そういった方向で、市としても進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（柴沼 広君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 猟友会については、市の方でも鳥獣害の駆除で大変お世話になっておまして、イノシシ、ハクビシン、タヌキ、カラス等々の駆除に努力をしていただいております。その点については、私も大変感謝をしているところでございますが。一方で、会員の増強について何かいい考えはないかと問われますと、なかなか案が浮かんでこないのが現状でございます。

隊員の減少というのは、全国的な傾向でございます、大日本猟友会では、国の方に銃の所持等の規制の緩和等について働きをしているというような話も聞いておりますので、なかなか市町村単位でなく、やっぱり法改正の中で対応していくことも必要ではないかなと思っております。

市の方では、先ほども部長からありましたように、鳥獣捕獲隊に対しての支援をこれからもしっかり行わせていただきたいと思います。

議長（柴沼 広君） 飯田正憲君。

4番（飯田正憲君） 一つは、要望と、ちょっと気になることが、有害鳥獣捕獲隊の実績の中でありまして、これは23年度と24年度の比較したんですが、イノシシとカラスとハクビシンとタヌキ、特に心配なのは、23年度には、ハクビシンそのものが4匹の確保ですか、それが24年度には29匹と、すごく頭数がふえております。特にハクビシンなんかは一般の家庭の天井や屋根裏などに住みつき、子どもを産んで増殖していくと聞いておりますので、なるべくハクビシン対策などもこれからやってもらいたいなと、猟友会の方々にもお願いしていきたいと思っております。

また、先般、これ要望みたいになるんですが、笠間市部の支部長さんから、鳥獣被害対策実施隊創設の提案書ということで、これは先ほど私が話した内容と重複しますが、支部長からの提案書なので読ませていただきます。

近年、笠間市内においてイノシシによる農林作物の被害が著しく増加しており、それに対して、最高で700名近くいた狩猟人口が現在100名と激減しております。これに対して、狩猟や銃砲所持許可書の申請及び更新などの厳しさ、また、昨年福島原発の事故により、イノシシの放射能汚染が懸念される、狩猟登録しても狩猟を行わない狩猟者が増加していること、ハンターの高齢化も大きな減少要因であります。

現在、笠間市において、委任による有害鳥獣捕獲隊が編成されておりますが、特措法に該当する鳥獣被害対策実施隊員の任命は施行されておられません。そんな中、有害鳥獣捕獲

隊は、夏季の猛暑に耐え、有害鳥獣からの農林被害防止に苦戦しております。

このような環境において活動されている有害鳥獣捕獲隊の士気高揚を高めるため、隊員の身分の環境改善を図るよう、鳥獣被害対策実施隊の創設並びに任命をご提案いたします。

鳥獣被害対策など、実施隊員としての利点として、公務災害の適用、3年ごとに行う猟銃の技能講習の免除、銃種ごとに1万2,300円や狩猟税の半額措置などがあります。また、有害捕獲にかかわる費用も半分ぐらい実費で行っているのが現状ですが、実施隊になれば活動経費などが、8割が国（県の補助金）で賄えるので、市、実施隊双方にメリットがあると思われます。なお、隊員によるライフルの申請期間の短縮、銃刀法では、散弾銃所持の経歴10年など盛り込まれております。

なお、平成24年2月現在、鳥獣被害対策実施隊の設置は、全国47都道府県中32道府県、未設置は、茨城県を含む15都府県であります。実施隊の身分が、非常勤公務員のような身分の取り扱いになるよう一日も早くできるよう要望したいと思います。

平成24年11月30日、猟友会笠間支部支部長大須賀正弘氏より提案書が届いております。これはあくまで要望です。

それと、これ北海道の国有林の地図なんですが、有害鳥獣捕獲実施予定箇所というんですか、その地図を、笠間市の国有林の実施する予定の地図をつくってもらいたいという、そういう要望もありますので、ぜひお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（柴沼 広君） 飯田正憲君の質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

議長（柴沼 広君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、あす開きますので、ご参集ください。

なお、この後、続けて全員協議会を開きますので、全協室へお集まりください。

午前11時33分散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

笠間市議会議長 柴 沼 広

署 名 議 員 小園江 一 三

署 名 議 員 石 崎 勝 三